

平成 22 年度税制改正大綱（地方税関係）の要旨

現下の社会・経済情勢を踏まえ、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、燃料課税及び車体課税の見直し、地方税における税負担軽減措置の適用状況等の透明化を図るための措置の導入等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行う。

一 個人所得課税

[主要事項等]

1 諸控除の見直し

(1) 扶養控除の見直し（法 34①X I、314 の 2①X I）

- ① 年少扶養親族に係る扶養控除を廃止する。
- ② 特定扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とする。

（注）上記の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用する。

(2) 同居特別障害者加算の特例の改組（法 34④、314 の 2④）

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 23 万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に 23 万円を加算する措置に改める。

（注）上記の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 諸控除の見直しに伴う所要の措置

- ① 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直しの後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる。（新設）
- ② 標準的な生活保護基準額を基礎としている個人住民税の非課税限度額制度については、現行の仕組みを維持する。なお、非課税限度額の水準については、子ども手当が導入された際の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討する。
- ③ 現行の調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講ずる。（法 37、314 の 6）
- ④ 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

（注）上記①、③及び④の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用する。

2 金融証券税制

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設（新設：国税の自動影響）

金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する。

① 非課税措置の概要

- イ 居住者が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、個人住民税を課さない。
- ロ 居住者が、非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、個人住民税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

② 非課税口座

- イ 「非課税口座」とは、居住者（その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である者に限る。）が、上記①の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成 24 年から平成 26 年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1 人につき 1 年 1 口座に限る。）をいう。
- ロ 非課税口座には、その設定の日からその年 12 月 31 日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が 100 万円を超えない範囲内のものに限る。）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができる。
- ハ 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る 10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 生命保険料控除の改組

生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額を 7 万円とする。（法 34①V、VのII、法 314 の 2①V、VのII）

① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

- イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内

容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額 2.8 万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設ける。

ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 2.8 万円とする。

ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/2 + 6,000$ 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/4 + 14,000$ 円
56,000 円超	一律 28,000 円

ニ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用する。

ホ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用する。

へ 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」という。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととする。

② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 3.5 万円）を適用する。

③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記①ロ及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 2.8 万円）とする。

イ 新契約の支払保険料等につき、上記①ハの計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

（注）上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日まで適用する措置を講じた上、廃止する。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る特別徴収義務等の特例等について次の措置を講ずる。（法附則 35 の 2）

① 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とする。

② みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、

その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととする。

- (4) 平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成 22 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止する。（租特法 37 の 11 の 2 の改正による自動影響）
- (5) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外する。（租特法 37 の 13 の改正による自動影響）
- (6) 居住者が上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税する。（租特法第 37 の 10 の改正による自動影響）
- (7) 株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。（租特法 37 の 11 の 3、租特令 25 の 10 の 2 の改正による自動影響）
 - ① 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式
 - ② 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式
 - ③ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式
- (8) 国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちその配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配当等の特別徴収義務者とする。（租特令 4 の 5 の改正による自動影響）
- (9) 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）を追加する。

（注）上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に行う譲渡について適用する。
- (10) 保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、地方税関係の法令における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲につい

て明確化等を図る。(法 34①V、VのII、⑧、法 314 の 2①V、VのII、⑧)

[地方税における税負担軽減措置等]

〈個人住民税〉

- 1 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成 22 年 12 月 31 日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講ずる。(租特法 29 の改正による自動影響)
- 2 次の(1)の特例並びに次の(2)及び(3)の特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡を除外する。(租特法 28 の 4、31 の 2、32 の改正による自動影響)
 - (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(租特令 19⑨ I の改正による自動影響)
 - (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例(租特令 20 の 2② I の改正による自動影響)
 - (3) 短期譲渡所得の課税の特例(租特令 19⑨ I の改正による自動影響)
- 3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買い取られる場合の措置を除外する。(租特法 34 の 2②VIの改正による自動影響)
- 4 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が 2 億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を 2 年延長する。(租特法 36 の 2 の改正による自動影響)

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 5 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。(法附 4)
- 6 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。(法附 4 の 2)
- 7 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を 2 年延長する。(租特法 20 の 3 の改正による自動影響)

- 8 自然公園法及び自然環境保全法の改正後も、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除を引き続き適用する。(租特法 34②IV、34 の 2②XXIV の改正による自動影響)
- 9 市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正により、合併市町村に係る地方税に関する特例措置を延長する(個人住民税以外の市町村税についても同様とする。)(個別法による措置)
- 10 オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額(第 1 位:300 万円、第 2 位:200 万円、第 3 位:100 万円)までの部分を非課税とするとともに、国税において、租税特別措置法に規定されているオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置と併せて所得税法に規定されることに伴い、両措置を本則措置として取り扱う。(租特法 41 の 8、所得税法の改正による自動影響)
- (注 1) 本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、所得税の例によるものとする。
- (注 2) 上記の改正は、平成 23 年度分以後の個人住民税について適用する。
- 11 新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者等に対する税制上の措置を適用する(事業税、固定資産税、不動産取得税、事業所税についても同様とする。)(身体障害者福祉法施行令 36、障害者雇用促進法施行令 27 の改正による自動影響)
- 12 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講ずる。(中小企業退職金共済制度の制度改正による自動影響)
- (1) その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入する。
- (2) その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととする。
- (3) その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなす。
- 13 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。(小規模企業共済法の改正による自動影響)

- (1) 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
 - (2) 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなす。
- 14 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。（個別法による措置）
- (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 15 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。（個別法による措置）
- (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 16 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。
- (1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。（法 34①IVロ、法 314 の 2①IVロ）
 - (2) 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用する。（確定拠出年金法の改正による自動影響）
- 17 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構が支払を受ける利子等については、利子割を課さないこととする。（所得税法別表 1 の改正による自動影響）
- 18 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講ずる。（所得税令 72①II、国税徴収令 35 の改正による自動影響）
- (1) 一定額まで差押えを禁止する財産とする。
 - (2) 退職手当等とみなす。
- 19 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。（個別法による措置）

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

20 子ども手当（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。（個別法による措置）

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

21 求職者支援給付（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。（個別法による措置）

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

22 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。（法 321 の 3）

23 平成 22 年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に 3,300 円（本則 3,000 円）を乗じて得た金額とする。（令附則 5 の 3）

〈国民健康保険税〉

1 国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、所要の措置を講ずる。

（注）上記の「非自発的な理由により離職した一定の者」とは、雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者及び雇用保険法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者とする。（法 703 の 4）

2 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 50 万円（現行 47 万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 13 万円（現行 12 万円）に引き上げる。（令 56 の 88 の 2）

3 国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できることとする。（令 56 の 89）

二 法人課税

[主要事項等]

・ 資本に係る取引等に係る税制

地方税については、法人住民税及び法人事業税が単体法人を納税単位としていることを踏まえた上で、所要の措置を講ずる。(法 23①他)

[地方税における税負担軽減措置等]

〈法人住民税・事業税〉

1 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

(1) 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限を 2 年延長する。(法附 8 ①～④：改正の必要なし)

(2) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を 3 年延長する。(法附 9 ⑬)

2 法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を地方税法本則において講ずる。(新設（削除：法附 9 ⑫）)

3 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を非課税独立行政法人とする措置を講じる（非課税独立行政法人の規定があるその他のすべての税目についても同様とする。）。(告示改正)

4 移行型以外の地方独立行政法人のうち、地方公共団体から承継した業務のみを行うものについて、非課税とする措置を講ずる（非課税地方独立行政法人の規定があるその他のすべての税目についても同様とする。）。(法 25① I)

5 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずる。(法 17 の 4 ① I)

三 資産課税

[地方税における税負担軽減措置等]

〈固定資産税・都市計画税〉

1 次のとおり課税標準の特例措置等を廃止する。

- (1) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15⑤)
- (2) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15⑳、令附 11 ㉙㉚、則附 6 ㉛㉜)
- (3) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㉞、令附 11 ㉟～㊱、則附 6 ㊲㊳)
- (4) と畜場において設置される牛海綿状脳症(BSE)対策実施のための一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊴、令附 11 ㊵、則附 6 ㊶)
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊷、令附 11 ㊸㊹)
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊺、令附 11 ㊻、則附 6 ㊼)
- (7) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊽)
- (8) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊾)
- (9) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊿)
- (10) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊿)
- (11) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 15 ㊿、則附 6 ㊿㊿)
- (12) 阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 16 の 2①～⑨、令附 12 の 2①～⑩、則附 7 の 2①～⑩)

(13) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。(法附 16 の 2^⑩、令附 12 の 2^{⑪⑫}、則附 7 の 2^⑬)

2 次のとおり課税標準の特例措置を延長した上、廃止する。

- (1) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止する。(法附 15^⑭)
- (2) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長した上、廃止する。なお、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の3分の2(現行2分の1)とし、旧外貿埠頭公団から承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の5分の4(現行5分の3)とする。(法附 15^⑮)
- (3) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長した上、廃止する。(法附 15^⑯)
- (4) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止する。なお、対象について、資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者が取得するものに限定するとともに、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設備を除外し、一定のIPv6対応設備について課税標準を最初の5年間価格の5分の4として追加する。(法附 15^{⑰⑱⑲}、令附 11 ^{⑳㉑}、則附 6 ^{㉒㉓㉔})
- (5) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止する。(法附 15 ^㉕)
- (6) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止する。なお、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の5年間価格の4分の3(現行3分の2)とする。(法附 15 ^㉖)
- (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止する。(法附 15 ^㉗)
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の

用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止する。（法附15④③）

3 次のとおり課税標準の特例措置を縮減合理化する。

(1) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（法附15③④⑥⑦、令附11⑦～⑩、則附6⑬～⑮⑱～㉔）

- ① 対象から鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油焼却施設、廃プラスチック類破碎施設、廃プラスチック類焼却施設、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水を処理するための施設、水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設及び優良更新施設を除外する。
- ② 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- ③ 産業廃棄物処理施設については、対象を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処理施設に限定した上、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
- ④ 下水道除害施設については、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とする。

(2) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（法附15⑮、則附6㉕）

- ① 対象から建設混合廃棄物選別装置、廃木材破碎・再生処理装置及び空びん洗浄処理装置を除外する。
- ② 自動車部品再利用製品製造設備については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行4分の3）とする。
- ③ 食品循環資源再生処理装置については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の4分の3、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行3分の2）とする。

(3) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の5分の3（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。（法附15⑰）

(4) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例

措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。（法附15㉔）

(5) 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1（現行最初の5年間価格の3分の1、その後5年間価格の3分の2）とした上、その適用期限を2年延長する。（法附15㉕）

(6) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とした上、その適用期限を2年延長する。（法附15㉖）

4 次のとおり課税標準の特例措置等を延長する。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。（法附15㉗）

(2) 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。（法附15㉘）

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。（法附15㉙）

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。（法附15㉚）

(5) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。（法附15の6①②）

(6) 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。（法附15の7①②）

(7) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長する。（法附15の8④）

(8) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長する。（法附15の8⑤）

- (9) バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。(法附15の9④⑤)
- (10) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。(法附15の9⑨⑩)
- 5 次のとおり課税標準の特例措置を拡充する。
- (1) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃する。(法附15①)
- (2) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、200t以上の航空機又は200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2未満の航空機の課税標準を最初の3年間価格の3分の2、200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を最初の5年間価格の5分の2(現行130t以上の航空機の課税標準は最初の3年間価格の3分の2、130t未満の航空機の課税標準は最初の3年間価格の2分の1)とした上、その適用期限を2年延長する。(法附15⑧、則附6⑳)
- 6 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とする措置を2年間講ずる。(新設)
- 7 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について所要の規定の整備を行う。(法348②ⅦのⅡ)
- 8 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散に伴い、固定資産税及び都市計画税について所要の措置を講ずる。(法348②ⅩⅠ、令51の15の7)
- 9 土壌汚染対策法の改正に伴い、固定資産税について所要の規定の整備を行う。(法附15④)
- 10 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。(令附11⑰)

⑱、則附 6 ㉔)

〈不動産取得税〉

1 次のとおり非課税措置等を廃止する。

- (1) 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。(法附 10③、令附 6 の 16④、則附 3 の 2 の 6)
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた当該事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。(法附 10⑧⑩、令附 6 の 16⑧⑩、則附 3 の 2 の 7)
- (3) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11①、令附 7 ①)
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11③)
- (5) 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11⑥、令附 7 ④、則附 3 の 2 の 8)
- (6) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11⑩、令附 7 ⑧、則附 3 の 2 の 10)
- (7) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11⑭、令附 7 ⑯)
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11⑯、令附 7 ⑰⑱)
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11⑰、令附 7 ⑲⑳、則附 3 の 2 の 17)
- (10) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11⑲、則附 3 の 2 の 18)

- (11) 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11 ㉑)
- (12) 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11 ㉒)
- (13) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。(法附 11 ㉓、令附 7 ㉔)
- (14) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を 5 年延長する特例措置を廃止する。(法附 11 の 7)

2 次のとおり課税標準の特例措置を延長した上、廃止する。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 5 年延長した上、廃止する。(法附 11 ㉕)
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 5 年延長した上、廃止する。(法附 11 ㉖)
- (3) 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 6 年延長した上、廃止する。なお、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの取得については当該不動産の価格の 2 分の 1、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの取得については当該不動産の価格の 3 分の 1、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの取得については当該不動産の価格の 6 分の 1 に相当する額を価格から控除する。(法附 11 ㉗)
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 2 年延長した上、廃止する。なお、対象地域か

- ら認定中心市街地を、対象用途から料理店・遊技場・公衆浴場を除外する。(法附 11 ㉓、令附 7 ㉔)
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 2 年延長した上、廃止する。(法附 11 ㉕)
- 3 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外する。(法附 11 ㉖、令附 7 ㉗)
- 4 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。
- (1) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を 2 年延長する。(法附 10 の 2 ①)
- (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の 2 倍（200 平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を 2 年延長する。(法附 10 の 2 ②)
- (3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。(法附 11 ⑤)
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 1 年延長する。(法附 11 ⑩)
- (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。(法附 11 ㉘)
- 5 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団・財団法人が、外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置等について、出入国管理及び難民認定法の改正による在留資格である「留学」と「就学」の一本化に伴い、所要の措置を講ずる。(出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 4 の改正による自動影響)
- 6 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を

取得するに際して、一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産取得税について非課税とする措置を講ずる。(新設)

7 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散に伴い、不動産取得税について所要の措置を講ずる。(法 73 の 4 ① X X X V I、令 37 の 9 の 9)

8 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の減額措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。(令附 9 ①)

〈事業所税〉

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。(削除：法附 33④、令附 16 の 2 の 8 ④)

2 心身障害者を多数雇用する事業所に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。(令 56 の 68)

〈特別土地保有税〉

1 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止する。(法附 31 の 2)

2 土壤汚染対策法の改正に伴い、特別土地保有税について所要の規定の整備を行う。(法 586② II ヲ)

〈国有資産等所在市町村交付金〉

・ 東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置の適用期限を 1 年延長する。(交付金法附⑩)

四 消費課税

[主要事項等]

1 燃料課税

(1) 軽油引取税に係る現行の 10 年間の暫定税率は廃止する。(法附 12 の 2 の 5)

(2) 現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との

関係に留意する必要があること等から、当分の間、軽油引取税について、現在の税率水準（32,100円/k1）を維持する。（法附12の2の5）

- (3) ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずる。

具体的には、ガソリン価格が一時180円/ℓ台に達した平成20年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準（発動基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講ずる。

上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準（解除基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に復元する仕組みとする。

これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図る。（新設）

2 車体課税

〈自動車重量譲与税〉

- ・ 自動車重量税（国税）について当分の間の措置としてとられる課税措置が継続する間の自動車重量譲与税の譲与割合を自動車重量譲与税法附則において1,000分の407とする。（自動車重量譲与税法1）

〈自動車取得税〉

- (1) 自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止する。（法附12の2の2③）
- (2) 地球温暖化対策の観点から、自動車取得税について、次の措置を講ずる。
 - ① 当分の間、現在の税率水準（100分の3。自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。）を維持する。（法附12の2の2③）
 - ② 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車に限る。）について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置については、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続する。

また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車を追加する。（法附12の2の2④⑤）

イ 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車 税率を75%軽減

ロ 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車

で平成 27 年度燃費基準を満たすもの 税率を 75%軽減
 ハ 平成 17 年ガソリン車排出ガス基準値より 50%以上排出ガス性能の良い自動車
 で平成 27 年度燃費基準を満たすもの 税率を 50%軽減

③ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車以外のものに限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を追加した上、2 年延長する。（法附 12 の 2 の 2 ⑫⑬）

イ ②ロに該当する自動車 取得価額から 30 万円を控除

ロ ②ハに該当する自動車 取得価額から 15 万円を控除

(3) 原油価格の異常高騰時の対応については、1 (3) の措置と併せ、今後、速やかに検討する。

3 地方のたばこ税

・ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のように引き上げる。（法 74 の 5、法 468、法附 12 の 2、法附 30 の 2）

(1) 税 率

① 旧 3 級品以外の製造たばこ

		現 行	改正案
道府県たばこ税	1,000 本につき	1,074 円	1,504 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	3,298 円	4,618 円
合 計	1,000 本につき	4,372 円	6,122 円
(参考)			
国のたばこ税	1,000 本につき	3,552 円	5,302 円
たばこ特別税	1,000 本につき	820 円	820 円

② 旧 3 級品の製造たばこ

		現 行	改正案
道府県たばこ税	1,000 本につき	511 円	716 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	1,564 円	2,190 円
合 計	1,000 本につき	2,075 円	2,906 円
(参考)			
国のたばこ税	1,000 本につき	1,686 円	2,517 円
たばこ特別税	1,000 本につき	389 円	389 円

(注) 旧 3 級品とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこをいう。

(2) 実施時期

平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

(3) その他

手持品課税を実施する。

[地方税における税負担軽減措置等]

〈自動車税〉

- ・ 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、軽減対象の見直しを行った上、2年延長する。（法附12の3）

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあつては平成17年度ディーゼル車燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の50軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

- ① ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。
- ② ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

〈自動車取得税〉

- 1 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。（法附12の2の2①）
- 2 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限る。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成22年8月31日まで延長する。（法附12の2の2⑩Ⅲ）
- 3 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限る。）であつて平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限を延長する。

(法附 12 の 2 の 2 ⑩ I II)

- (1) 車両総重量が 3.5 t を超え 12 t 以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の 2、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の 1 を軽減する。
- (2) 車両総重量が 12 t を超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の 1 を軽減する。

4 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限る。）であって、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から 100 分の 1 を軽減する特例措置を講ずる。(法附 12 の 2 の 2 ⑩)

〈軽油引取税〉

- 1 軽油の受渡しの当事者間で相手方を確実に認識できることとする等商品取引所の規則において必要な措置が講じられた軽油先物取引について、軽油引取税を適切に課税できるよう、都道府県に対する周知等の措置を講ずる。
- 2 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続する。

〈市町村たばこ税〉

- ・ 市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、当該市町村に営業所を有する製造たばこの小売販売業者に対する一定の補助金等を禁止するとともに、昼間流入人口を含む成人人口一人当たりの市町村たばこ税額が全国平均の 3 倍を超える場合にその超える市町村たばこ税額に相当する金額を都道府県に交付する制度について、その基準を 3 倍から 2 倍に引き下げる。(新設、法 485 の 13)

五 地方税における税負担軽減措置等の透明化（新設）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成 22 年の通常国会に提出する。

六 検討事項

- 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

これらを法律において規定することとする。